

若年者向け企業情報誌制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、若年者向け企業情報誌制作業務を委託するに当たり、実効性や実施効果の高いと思われる企画提案を行った者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

若年者向け企業情報誌制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

若年者向け企業情報誌制作業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 予算額

1,500,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、公正手続または再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

4 選定スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和2年9月9日（水）
質問票提出期限	令和2年9月15日（火）午後5時まで
質問票回答期限	令和2年9月23日（水）
参加表明書提出期限	令和2年9月28日（月）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和2年10月5日（月）午後5時まで
企画提案審査（プレゼンテーション）	令和2年10月20日（火）予定 （本市が指定する日時）
審査結果の通知	令和2年10月22日（木）予定
事業の開始	令和2年10月26日（月）予定

5 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問書（様式第4号）」（以下「質問書」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。

- (1) 提出期限は令和2年9月15日（火）午後5時必着とする。
- (2) 質問は、質問書の様式を用いて電子メールで提出すること。
※受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。
- (3) 質問票は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。
【送信先メールアドレス】 shoko@city.mihara.hiroshima.jp
【電話連絡先】 0848-67-6013

6 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けた全ての質問について、一括して令和2年9月23日（水）までに、三原市ホームページに掲載する。

なお、質問を行った参加希望者名は公表しない。

7 参加表明書の提出方法

- (1) 提出期限
令和2年9月28日（月）午後5時まで
- (2) 提出先
経済部商工振興課
- (3) 提出方法
原則、郵送による。ただし、提出期限日及びその前開庁日に限り、持参を認める。
- (4) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）
 - ウ 関連業務実績書（様式第3号）

エ 同種の企業ガイド等の過去の制作実績がある場合、その冊子の現物見本
(プロポーザル終了後に返却)

オ 添付資料 (※該当者のみ)

- ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ・印鑑証明書 (写し可)
- ・決算書の写し (財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書の直近1年分)
- ・市税の納税証明書 (写し不可, 三原市に納税義務がない場合は不要)

※該当者:平成31・令和2年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格名簿,平成30・31・令和2年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれにも記載されていない者。

8 企画提案書の提出方法

(1)提出期限

令和2年10月5日(月)午後5時まで

(2)提出先

経済部商工振興課

(3)提出方法

原則、郵送による。ただし、提出期限日及びその前開庁日に限り、持参を認める。

(4)提出書類

ア 企画提案書 8部(正本1部,副本7部)

※様式は任意とするが、原則A4判綴じとする。

※企画提案書に記載する内容については、次のとおりとする。

- ・業務実績
- ・事業計画
- ・業務実施体制
- ・冊子の概要等(名称,構成,デザイン,色使い,特集の内容等)

※冊子については、完成形がイメージしやすいよう、具体的なデザイン・構成の見本を作成すること。

- ・デジタルブック

※デジタルブックについては、Web上での閲覧がイメージできるもので差し支えない。

イ 見積書

※様式は任意とするが、業務ごとの内訳も明記すること。

※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

9 選定方法

「若年者向け企業情報誌制作業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、本業務に適していると認められる受託候補者を選定する。

(1)1次審査(書類審査)

応募者が4者以上の場合、参加表明書と合わせて提出される書類をもとに、事務局において1次審査を行う。1次審査の評価により、2次審査に参加できる応募者を3者までに選定する。

なお、1次審査の結果については、10月1日（木）に応募者全員に通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

企画提案について、次のとおりに応募者によるプレゼンテーションを行う。企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、企画提案選定委員会の委員が評価を行う。

- ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書を制限時間内に説明する。
 - イ 制限時間は企画提案 20 分以内、質疑応答 10 分以内とし、1者 30 分程度とする。
 - ウ 出席者は、1者2名までとする。
 - エ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類の内容に限る。追加の資料は認めない。
 - オ プレゼンテーションは非公開とする。
 - カ 日時及び会場については次のとおりとする。
日時：令和2年10月20日（火）（予定）
会場：三原市役所内会議室
- なお、当日の集合時間及び集合場所については、別途通知する。

(3) 優先契約交渉事業者の選定

2次審査の評価による最上位の者を受託協議の上、優先契約交渉事業者として選定する。最上位者が複数の場合又は応募者が1者の場合には、委員会で協議の上、優先契約交渉事業者を選定する。ただし、審査の結果によっては、いずれも採用しないことがある。

(4) 審査項目

1次審査 (書類審査)	<p>【企画提案の実現性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画，実施体制 ・ 類似の事業実績，業務遂行能力
2次審査 (プレゼンテーション)	<p>【事業の理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的及び内容に対する理解度・共感度 <p>【企画提案の優位性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙・裏表紙のデザイン・構成 ・ 三原市の紹介ページのデザイン・構成 ・ 冊子のタイトル ・ 特集（若手社員インタビュー）のデザイン・構成 ・ 企業紹介ページのデザイン・構成・見やすさ ・ 提案内容の具体性・実現性，創意・工夫 ・ 見積額の優位性（安価であるか）

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、2次審査参加者全員に対して書面にて通知するとともに、優先契約交

涉事業者名について三原市ホームページへ掲載する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

(6) 契約

市と優先契約交渉事業者で、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行ったうえで、予算の範囲内で本業務の委託契約を、随意契約により締結する。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (6) 公募開始後は、商工振興課のほか、関係部局への営業活動を禁止する。
- (7) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (8) 提出書類については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき開示が実施されることがある。
- (9) 市が定める採用基準に満たない場合には失格とする。
- (10) 受託者は、業務を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、三原市と協議のうえ、一部を委託することができる。

11 書類等提出及び問い合わせ先

三原市経済部商工振興課 担当：若松・楨本

住 所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電 話：0848-67-6013（直通） FAX：0848-64-4103

E-mail：shoko@city.mihara.hiroshima.jp